

社会福祉法人名張市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人名張市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定により、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(理事及び評議員の報酬)

第2条 役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会の出席につき、1日あたり7,000円とする。

2 市の職員及び当法人の職員を兼ねる理事並びに評議員には報酬を支給しない。

(監事の報酬)

第3条 監事の報酬は、前会計年度終了後から、当会計年度終了までの期間（以下、「監査にかかる1年度」という。）に対して支給するものとする。

2 社会福祉事業の経営に関する識見を有する監事の報酬は、監査にかかる1年度につき60,000円とする。

3 財務管理に関して識見を有する監事の報酬は、監査にかかる1年度につき160,000円とする。

4 前項の監事は、公認会計士又は税理士等の資格を有する者とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が業務のために出張したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人名張市社会福祉協議会出張旅費規程による。

(支払時期及び支払方法)

第5条 理事及び評議員の報酬は、その都度支払うものとする。

2 監事の報酬は、監査にかかる1年度において、12月及び6月に支払うものとする。

3 役員及び評議員の報酬は、金融機関の口座へ振り込むものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な

事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度の定時評議員会までの任期の役員については、従前の規程に定める報酬及び旅費を支払うものとする。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。